岡山市監査委員報告第29号令和元年12月4日

## 岡山市長 大 森 雅 夫 様

 岡山市監査委員
 岸
 堅
 士

 同
 土
 居
 幸
 徳

 同
 赤
 木
 一
 雄

 同
 高
 橋
 雄
 大

## 随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

## 1 監査対象及び範囲

| 区分               | 所 管 課                   | 団 体 名      | 監査対象事務等           |
|------------------|-------------------------|------------|-------------------|
| 財政援助<br>団体監査     | 東区役所<br>総務・地域振興課        | 西大寺会陽奉賛会   | はだか祭り開催事業補助金      |
| 公の施設の<br>指定管理者監査 | 産業観光局<br>商工観光部<br>観光振興課 | 岡山市近水観光振興会 | 備中足守まちなみ館<br>管理業務 |

## 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和元年9月2日から令和元年10月31日まで

#### 3 監査の着眼点及び実施内容

令和元年9,10月に実施した財政援助団体等監査に伴い,所管課の平成30年度の事務が,法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし,抽出した関係書類について, 岡山市監査基準に準拠して証憑突合,質問等の手法により監査を実施した。

## 4 監査の結果

(1)補助金の執行に係る所管課業務について

平成30年度における財政援助に係る補助金の執行事務等について, 関係書類等を監査し

た結果,今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが,おおむね適正に処理されていた。 なお,今後の処理方法について指導した軽易な事項は,記述を省略した。

# (2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

平成30年度における公の施設の指定管理業務の執行に係る所管課業務について,関係書類等を監査した結果,今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが,おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。